

障害年金のお知らせ

平成27年6月1日から 「障害年金の認定基準」を一部改正 します

改正のポイント

1. 音声又は言語機能の障害

失語症の「聞いて理解することの障害」を障害年金の対象障害として明示し、また、障害の状態を判断するための検査結果などを参考として追加するなどの見直しを行います。

2. 腎疾患による障害

認定に用いる検査項目を追加し、また、判断基準を明確にするなどの見直しを行います。

3. 排せつ機能の障害

人工肛門を造設した場合などの障害認定を行う時期を見直します。

4. 聴覚の障害

新規に障害年金を請求する方の一部について、他覚的聴力検査などを行うこととします。

不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

1 . 音声又は言語機能の障害

▶各等級の障害の状態について、失語症の「聞いて理解することの障害」を明示するとともに、表現の明確化を行います。

障害の程度	障 害 の 状 態
2 級	発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないものをいう。
3 級	話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に多くの制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したり、たずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つものをいう。
障害手当金	話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に一定の制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、ある程度成り立つものをいう。

▶障害の状態を判断するための参考を追加します。

＜構音障害、音声障害、聴覚障害による障害＞

発音不能な語音について確認するほか、発音に関する検査（例えば「語音発語明瞭度検査」など）が行われた場合は、その結果も参考にします。

＜失語症＞

音声言語の障害（話す・聞く）の程度について確認するほか、失語症に関する検査（例えば「標準失語症検査」など）が行われた場合は、その結果も参考にします。

〔注：音声言語の障害と比較して、文字言語の障害（読み書き）の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定されます。〕

▶音声又は言語機能の障害と他の障害の併合認定について規定します。

音声又は言語機能の障害と他の障害の状態を併せて認定される場合（併合認定）の代表的な例を追加します。

【併合認定の代表的な例】（②を追加）

- ① 構音障害 + 「聴覚の障害」または「そしゃく・^{えんげ}嚥下機能の障害」
- ② 失語症 + 「肢体の障害」または「精神の障害（高次脳機能障害）」

〔注1：併合する各障害の程度によっては、上位等級にならない場合もあります。
注2：上記②に該当する場合は、別途診断書（「肢体の障害」用または「精神の障害」用）を提出する必要があります。〕

2. 腎疾患による障害

▶ 認定に用いる検査項目を病態別に分け、項目の追加を行います。

<①慢性腎不全>

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス	ml/分	20 以上30 未満	10 以上20 未満	10 未満
イ	血清クレアチニン	mg/dl	3 以上 5 未満	5 以上 8 未満	8 以上

注：eGFR（推算糸球体濾過量）が記載されていれば、血清クレアチニンの異常に替えて、eGFR（単位はml/分/1.73m²）が10以上20未満のときは軽度異常、10未満のときは中等度異常と取り扱うことも可能です。

<②ネフローゼ症候群>

区分	検査項目	単位	異常
ア	尿蛋白量 （1日尿蛋白量又は尿蛋白／尿クレアチニン比）	g／日 又は g／gCr	3.5以上を 持続する
イ	血清アルブミン（BCG法）	g／dl	3.0 以下
ウ	血清総蛋白	g／dl	6.0 以下

▶ 各等級に相当する例示の中に検査項目の異常の数を入れます。

障害の程度	障害の状態
1 級	上記①の検査成績が高度異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 上記①の検査成績が中等度又は高度の異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの 2 人工透析療法施行中のもの
3 級	1 上記①の検査成績が軽度、中等度又は高度の異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの 2 上記②の検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

注：障害の認定は、異常値の数や一般状態区分表による障害の状態などによって認定されます。

▶ 腎臓移植について従来の障害等級を維持する期間を見直します。

腎臓移植について、経過観察のために移植後1年間は従来の障害等級を維持することとし、それ以降は移植を受けた方の状況を踏まえて、障害等級の認定を行うこととします。

3 . 排せつ機能の障害

▶人工肛門を造設した場合などの障害認定を行う時期を見直します。

人工肛門を造設した場合や、尿路変更術を施した場合、完全排尿障害状態となった場合の障害認定を行う時期を、これらの状態になってから6カ月を経過した日（初診日から起算して1年6カ月を超える場合を除く）に見直します。

4 . 聴覚の障害

▶新規に障害年金を請求する方の一部について、他覚的聴力検査などを行うこととします。

聴覚の障害による障害年金を受給していない方が、1級（両耳の聴力レベルが100デシベル以上）の障害年金を請求する場合には、オーディオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査（A B R）などの他覚的聴力検査又はこれに相当する検査も行うこととします。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、
日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- 『ねんきんネット』では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。